

四日市市告示第274号

四日市市税条例（平成16年四日市市条例第42号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類（審査請求に関するものを除く。）の提出、又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所地又は本店、主たる事務所若しくは事業所の所在地を有する者に係るもので、その期限が平成28年4月14日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が定める期日まで延長する。

平成28年4月25日

四日市市長 田中俊行

指 定 地 域
熊本県

（財政経営部市民税課）